

第4回 稚内市総合計画審議会 会議録

日時：平成20年10月8日(水) 午後4時00分～午後5時10分

場所：稚内市役所4階 第1委員会室

出席者：風無 成一会長、高橋哲男副会長、永井 允委員、佐々木正則委員、
大山 隆委員、糀屋義明委員、坂野昌子委員、小川勝美委員、
勝部倫行委員、藤田幸洋委員、森本俊彦委員、岡田清一委員、
高谷邦彦委員、小林美恵委員、千葉一幸委員

〔稚内市〕横田耕一市長

〔事務局〕稚内市政策経営室（中澤敏幸室長、ほか4名）

1. 開会（進行:事務局）

（事務局）

当初、7月頃に審議会を開催するとお伝えしておりましたが、開催が遅れてしまったこととお詫び申し上げます。

それではまず、ご案内のとおり、審議前に時間をいただきまして、市長から、総合計画の全体の概要が見えてきましたので、総合計画に対しての考え方をあらためてお話しさせていただきたいと思います。

2. 市長あいさつ

「総合計画における私の思い」

（市長）

みなさんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、今ご案内ありましたとおり、予定よりも会議の開催がかなり遅れてしまったこととお詫び申し上げます。

このあと、庁内のいろいろな議論を詰めて、急いで進めさせていただきたいと考えております。引き続き、みなさんのご支援をよろしくお願いいたします。

案内がありましたように、基本構想の骨格が出来あがり、次のステップになりつつあるということでございます。第1回のときに若干お話しさせていただきましたが、今回は少しまとめて、この総合計画に対する私の考え方をお話しさせていただきたいと思っております。

この計画は第4次ということになるのですが、今まで1次から3次と経過をしてきました。この1次から3次までの特徴的な話をいたしますと、基本的には、多くの市民の皆さんに参加をいただき議論していただくことを主眼として、まさしく、まちづくりは行政がやるものではなくて、住んでいらっしゃる市民の方々とともに、今のことばで言うと協働の力で進めていく、という観点から、できるだけ、市民の方々の声を聞く、市民の方々と意見を調整しながら、進めていこうということで計画が練り上げられてきました。ただ、それが十分であったかということについては、いささか、いろいろな思いがあるところです。第2次ときは、100人委員会というのをつくって、市民の方100人に参加をいただいて議論をしていただいたということもありますし、また、第3次におきましても、同じような形で審議をされたのですが、その中で、いくつかの部会に分かれて議論をいただいたというような経過がございました。ただ、実際には、どちらかというと、その職にあたる市の職員が主な文章を仕上げて、それを追認するという傾向が強かったことも否めません。

私としては、そういった文章をまとめていく作業をみなさんをお願いするのは、時間がかかるので難しい話であり、行政の職員がその任を担うということはある程度あり得ることと思っておりますが、できるだけ、市民のみなさんが、これからの自分たちのまちづくりに向けて力を入れていただく、協働して力を発揮していただくという意味でも、たくさんの方々に、この計画策定に参画していただきたいという思いで取り組んできました。審議会のみなさんはもちろんですが、ワークショップも開催させていただきました。ただ、市民のみなさんにまる投げをしてお願いをするということではなく、できるだけ一定程度、庁内での議論をしていこう、行政の責任を持っている行政職員ですから、職務を遂行する上で、こういったまちにしていきたいというような思いを真剣に議論したうえで、みなさんともっと深い議論をしていこうというような手続きで進めさせていただきました。

少しずつですが、市民のみなさんの思いをこの計画の中に反映できるような仕組みで議論を進めてきたものと思っております。もちろん、まだまだ足りないこともあるでしょう。このあとも、パブリックコメントなどを市民の方々に求めて、できるだけ幅広い方々の意見を伺う機会を積極的につくっていきたいと思っております。そのような思いで取り組んできたということ、まずはご理解いただけたらと思っております。

今回、私たちのまちをこうしたい、私たちの目指すまちはこういうものだ、という将来都市像について、5つの柱を掲げて示させていただきました。これについて、なんとしても、審議会のみなさんの考えを伺いたいと思っております。

この5つの柱の内容というのは、稚内市づくり、どんな稚内市にしたいのかというイメージが伝わるものにしていかなければいけないと思っております。目標が何かよくわからないということであれば、いろいろある課題に立ち向かっていくことはできないだろうと思いますから、イメージとして大事にしたいと思っております。今回は、「人が行き交う環境都市わっかない」という表現があがっています。これは、前計画で言いますと、「快適で、心やすらぐ国際港湾都市」というものでした。私も、当時策定の副会長をつとめておりましたが、最後までこのキャッチフレーズにはどうも納得がいきませんでした。今でも納得がいておりません。企業が企業イメージを大事にすることと同様に、まちづくりにおいても、その一言で、そのまちの目指すもの、市民の気持ちを一つにさせる目標といったものが、わかるような表現を使いたいと思っております。私は、このわずかな数字を大事にしたい。ある意味、すべてがわかるというものができたらと思っております。5年、10年と使っていくコピーですから、みなさんから率直なご意見やアイデアをいただきたいと思っております。

そして、そこで表現されるのが、「人と地球環境にやさしいまち」から「住民が主役の地域自治を進めるまち」までの5つの柱です。まず一つは、「人と地球環境にやさしいまち」です。いま地球が、世界が大きな課題に直面しております。今年のサミットもそうでしたが、環境問題です。地球温暖化をメインとする環境問題が人類の命題になっております。まちづくりの観点においても、それを掲げなければいけないと思います。とくに、本市は、10年以上前から自然エネルギーである風力発電に取り組んでまいりました。現在74基の風力発電施設が稼働しております。また、新たに太陽光発電の実証研究施設が途上にあるわけですが、みなさんの気持ちも、考え方もそういう方向に向かいつつあると感じております。

次に、私たちのまちの大きな課題の一つは「人口の流出」です。それと、日本全体がそうですが、「人口減少」ということが、大きな命題となっております。そこで、これからの私たちのまちづくりの方向性としては、生き生きとして、賑わいのあるまちをつくっていかう、ということが一つの柱として考えられます。人口流出になかなか歯止めがかかりません。これは、少子化ということもありま

すが、やはり賑やかで元気なまちをつくるためには、一定程度の人の数が必要ですから、このことが一つの大きな柱になると思います。

それから、3 つ目は、日本の食料自給率の低下です。国内においては、39%と言われております。北海道においては 200%と言われておりますが、全国的には 4 割を切っています。

まさに、安全安心な食料を供給しなければいけないところに、グローバルな関係の中で、海外から安全でない食品が流入し、大騒ぎになっております。安心して暮らしていくための食料供給をどのようにしていくか、それに応える、貢献する自然環境や産業構造が稚内にはありますので、とくに一次産業を活かして食料の供給に努めていくということが課題と考えております。

それから、4 つ目は、行政改革の考え方のなかで、合併、道州制といった新しい自治の仕組みが大きな話題となっております。北海道においては、支庁再編ということで、14 ある支庁を 9 つの総合振興局にしようということがあります。残された 5 つの支庁は振興局に格下げだ、ということで、道議会でも議論され、大騒ぎになっておりますけれども、そうした、自治の新しいあり方を、これからこの地域でもつくっていかねばいけません。稚内市というのは、少なくとも北宗谷の中心地であります。稚内市を除く、いくつかの町村から「稚内市に中心的な役割を担ってほしい」というニーズが非常に高まっております。私たちもそれに応えて、「宗谷圏自治のすがた研究会」をつくって、研究を進めてきましたが、今後、新たに首長を中心としてそういった会をつくって検討を進めていこうという動きがあります。近々、協議会のようなものを立ち上げて、北宗谷のこれからの自治のあり方について、方向性を明確にするためにも具体的な検討に入る予定になっております。その場合はもちろん稚内が中心的な役割を担うこととなります。消費、流通、医療を担っていくまちとしてどうあるべきか、稚内市 4 万人だけではなく、周辺の 7~8 万人のニーズに応えるまちとして、まちづくりを進めていかねばいけないと考えております。

そして、最後は、その北宗谷全体を考える上では、やはり「稚内市」の自治のあり方が重要になってきます。まさに、この審議会もそうですが、市民参画の新たな仕組みが求められております。自治基本条例などを制定させていただきましたが、本当に効率が良く、住んでいる方が住んで良かったと思えるようなまちにするための自治の仕組み、市民参画の仕組みを組み立てていかなければなりません。それは、人頼みにせず、自分自身も(ひとりひとりが)責任をもってまちづくりに参画をするということがあってはじめて、元気のある、活力のあるまちになっていくのだら

うと思います。短期でできることではありませんが、そういった方向をにらみながら、まちづくりを進めていかなければいけないと考えております。

以上の5つを、私自身もそのように考えておりますし、庁内での議論を進めながら骨格として組み立てさせていただきました。みなさんに議論していただき、足りないものは補いながら、付け加えるべきものは加えて、この総合計画の柱立てをしていければと思っております。

全国的にも、北海道全体も、人口流出に苦勞している状況です。しかも、人口構成がいびつになってきており、それが大きな問題を醸し出しております。最近では私も、道のいろいろな検討会、懇話会などに呼び出され、お話をさせていただけるようになりました。みなさんが考えていらっしゃる、身近なことも含めて、道や国にいろいろな場面で申し上げていかなければいけないと思っております。しかし、なにはともあれ、これからの地方分権の流れの中で、まず身近な課題については、身近な私たち自身が解決するということが必要になってきておりますので、まずは私たち自身が真剣に取り組んでいかなければなりません。

少なくとも、これから5年、10年先の稚内のあり方、そして、市民の皆さんとともにまちづくりに取り組むための方向性を設定するというのが、この総合計画ですから、そういった意味で忌憚のない議論をしていただければと思っております。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

(市長退席)

3. 審議事項 (進行:風無会長)

総合計画基本構想・基本計画の概要について

(会長)

まず事務局から総合計画基本構想・基本計画の概要について説明をお願いします。

(事務局)

説明させていただきます。

将来都市像から政策までの基本構想については、一度ご意見をいただいておりますが、基本

計画とのつながりから、構成の修正を若干行っておりますので、基本構想・基本計画全体で、ご意見をいただければと思います。

(以下、資料をもとに説明)

[1 ページ]

(1) 将来都市像については、先ほど市長から説明がありましたので、ここでの説明は割愛させていただきます。

(2) 将来人口の考え方、(3) 土地利用の基本的な考え方については、前回から変わっておりませんので、説明を省略させていただきます。

[2 ページ]

基本目標について、今までと大きく変わったところは、分野1の地域経営(自治)です。この分野については、どの分野にもわたる総合的な政策課題の分野ということで、他の分野と区別しまして、組み立て直しました。基本目標については、環境と調和した自立した社会を目指すということを目指し、政策1-1では、「持続的な地域社会の維持」ということで組み立てをしております。以前お示ししていた「地域の特性を活かした地域間交流の推進」につきましては、この「持続的な地域社会の維持」の一部に含めさせていただきました。

続く、第2分野から第6分野までを「分野別政策課題」ということで分野1と分けております。分野2 教育・文化については、以前のままです。ただ、順番が入れ替わっております。

[3 ページ]

分野3 保健・医療・福祉については、以前のままです。分野4 環境・生活については、政策4-3を、「環境問題への積極的な取り組み」としました。分野1の政策1-1「持続的な地域社会の維持」で、環境部分のトータルで取り組む考え方を示すことにしましたので、ここでは、主に市民生活の分野において具体的に記載することとしております。

[4 ページ]

分野5 都市基盤については、以前のままです。分野6 産業振興についても以前のままでございます。

[5 ページ]

ここからは、基本計画ということで、政策を進める手立てを示しております。まず、分野1ですが、ここは、先ほどご説明したとおり、すべての分野にわたる総合的な政策課題ということで、その解決にむけての施策を示しております。

政策1-1「持続的な地域社会の維持」を進めていくため、必要な施策として3つを示しております

す。施策 1-1-1「まちに賑わいを取り戻します」については、主に、人口減少の対策について取り上げております。施策 1-1-2「人と自然が共生した環境社会の実現を目指します」では、環境について取り上げております。施策 1-1-3「食の本質を見つめ直します」では、食の問題を取り上げております。

政策 1-2「明日の稚内を担う地域づくり・人づくり」を進めていくため、必要な施策として5つを示しております。施策 1-2-1「市民の声を活かし開かれた市政を推進します」では、情報共有、市民参加について取り上げております。施策 1-2-2「活発なコミュニティ活動を推進します」では、地域コミュニティ活動について取り上げております。施策 1-2-3「地域自治組織の支援・強化を図ります」では、地域自治の仕組みづくりを取り上げております。施策 1-2-4「一生涯にわたって学びのこころを守り育てます」では、生涯学習を取り上げております。施策 1-2-5「個人を尊重し、みんなで参画できる社会を構築します」では、男女共同参画と、人権問題を取り上げております。

政策 1-3「持続可能な行財政運営」を進めていくため、必要な3つの施策を示しております。施策 1-3-1「広域連携による効率化を図ります」では、広域行政を取り上げております。施策 1-3-2「透明性が高く効率的な行政運営を図ります」では、行政運営を取り上げております。施策 1-3-3「安定した財政運営を推進します」では、財政運営を取り上げております。

[6 ページ]

ここからは、分野別の政策課題として、それぞれの分野における施策を示しております。まずは分野2 教育・文化です。

政策 2-1「地域・家庭における教育力向上」を進めるために、必要な施策3つを示しております。施策 2-1-1「命を大切に作る心を育みます」では、命の教育について取り上げております。施策 2-1-2「子育て提言の励行と安全で安心な環境をつくります」では、子育て平和運動と子育て提言を取り上げております。施策 2-1-3「就学前児童の教育の充実を図ります」では、学校に入学する前の教育について取り上げております。

政策 2-2「時代に即した学校教育の推進」を図るため、必要な施策5つを示しております。施策 2-2-1「豊かな心と思いやりのある人間性を育てる指導を充実します」では、生きる力を身につける教育を取り上げております。施策 2-2-2「確かな学力の定着を進めます」では、学力について取り上げております。施策 2-2-3「特別支援教育を推進します」では、特別支援教育について取り上げております。施策 2-2-4「『地域に開かれた学校』づくりの推進と児童生徒の学習環境を改善します」では、地域に開かれた学校づくりと学習環境について取り上げております。施策 2-2-5「高校大学教育の振興を図ります」では、高校大学教育を取り上げております。

政策 2-3「活気あふれる学びの場づくり」を進めるため、必要な施策 4 つを示しております。施策 2-3-1「学ぶ心の育成を推進します」では、学習支援体制について取り上げております。施策 2-3-2「芸術・文化活動の普及・推進を図ります」では、芸術、文化について取り上げております。施策 2-3-3「市民スポーツ活動の普及・推進を図ります」では、スポーツを取り上げております。施策 2-3-4「まちの歴史の継承や文化財の保護・保存を推進します」では、歴史の継承、文化財保護を取り上げております。

[7 ページ]

次は、保健・医療・福祉の分野です。

政策 3-1「健康づくりの推進と医療の充実」を進めるため、必要な施策 2 つを示しております。施策 3-1-1 では、医療について取り上げております。施策 3-1-2 では、健康づくりと保健について取り上げております。

政策 3-2「子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めるため、必要な施策 3 つを示しております。施策 3-2-1「安心して妊娠・出産できる支援体制の充実を図ります」では、妊娠・出産について取り上げております。施策 3-2-2「子どもたちの健全な成長を支援します」では、子どもたちの発育・発達について取り上げております。施策 3-2-3「総合的な子育て支援体制の整備を促進します」では、子育て支援を取り上げております。

政策 3-3「支え合い誰もが安心して暮らせるまちづくり」を進めるため、必要な施策 4 つを示しております。施策 3-3-1「地域の助け合いによる福祉を推進します」では、地域福祉を取り上げております。施策 3-3-2「高齢者福祉を推進します」では、高齢者福祉について取り上げております。施策 3-3-3「障がいがあっても地域の中で自立できるよう支援します」では、障がい者福祉を取り上げております。施策 3-3-4「暮らしを支える諸制度の適正な運用を図ります」では、保険医療制度、生活保護について取り上げております。

[8 ページ]

次は、分野 4 環境・生活になります。

ここで、たいへん申し訳ございませんが、事前に配付しました資料に誤りがございます。施策 4-3-2 が空欄となっております。ここに、“循環型社会の形成を図ります”と入れてください。

政策 4-1「安心して暮らせるまちづくり」を進めるため、必要な施策 4 つを示しております。施策 4-1-1「消費生活の向上を図ります」では、消費生活を取り上げております。施策 4-1-2「交通安全対策を推進します」では、交通安全対策を取り上げております。施策 4-1-3「防犯対策を推進します」では、防犯対策について取り上げております。施策 4-1-4「消防・救急体制の充実を図り

ます」では、消防・救急体制を取り上げております。

政策 4-2「暮らしを支える生活環境づくりを進めるため、必要な施策 2 つを示しております。施策 4-2-1「快適な冬の暮らしを創造します」では、除雪など、冬期間の生活を取り上げております。

施策 4-2-2「衛生的な環境の確保を進めます」では、環境、公衆衛生等を取り上げております。

政策 4-3「環境問題への積極的な取り組みを進めるため、必要な施策 3 つを示しています。施策 4-3-1「新エネルギーの利活用を図ります」では、新エネルギーの活用を取り上げております。

施策 4-3-2「循環型社会の形成を図ります」では、ごみ問題、リサイクルについて取り上げております。施策 4-3-3「自然環境の保全と活用」では、自然の保全について取り上げております。

[9 ページ]

次は、分野 5 都市基盤になります。

政策 5-1「公共交通を充実させたまちづくりを進めるため、必要な施策 3 つを示しております。施策 5-1-1「地域交通の利便性の向上を図ります」では、地域交通を取り上げております。施策

5-1-2「都市間交通の基盤整備を進めます」では、高速道路等の都市間交通をとりあげております。施策 5-1-3「総合公共交通ネットワークを目指します」では、公共交通の連携、総合的な交通ネットワークのあり方を取り上げております。

政策 5-2「災害に強いまちづくりを進めるため、必要な施策として、「防災対策を強化します」という施策を示しております。ここでは、防災対策全般を取り上げております。

政策 5-3「調和のとれた持続可能なまちづくりを進めるため、必要な施策 5 つを示しております。

施策 5-3-1「中心市街地の再生を図ります」では、中心市街地の再生を取り上げております。施策 5-3-2「土地利用を計画的に進めます」では、土地利用について取り上げております。施策

5-3-3「憩いの場の形成と都市景観の向上を図ります」では、公園の整備など、都市景観を取り上げております。施策 5-3-4「既存ストックを活用した社会基盤整備を進めます」では、生活に関連したインフラ整備について取り上げております。施策 5-3-5「ユニバーサルデザインを推進します」では、ユニバーサルデザインについて取り上げております。

[10 ページ]

最後に、分野 6 産業振興になります。

政策 6-1「自然を活用した産業の体質強化を進めるため、必要な施策 3 つを示しております。

施策 6-1-1「安全で良質な水産物の供給に努めます」では、漁業、水産業について取り上げております。施策 6-1-2「安全・安心な農畜産物の生産を進めます」では、農業、酪農業について取り上げております。施策 6-1-3「林業の振興を図ります」では、林業について取り上げております。

政策 6-2「誇れる稚内ブランドの確立」を進めるため、必要な施策 2 つを示しております。施策 6-2-1「地産地消と食のブランド化を推進します」では、地産地消、食のブランド化を取り上げております。施策 6-2-2「特産品の育成・振興を図ります」では、特産品の育成について取り上げております。

政策 6-3「地域産業を支える未来の芽を育成」を進めるため、必要な施策 3 つを示しております。施策 6-3-1「賑わいのある商店街を再生し、稚内を元気にします」では、商店街の再生について取り上げております。施策 6-3-2「地域産業の担い手を育成します」では、さまざまな産業における人材の育成について取り上げております。施策 6-3-3「中小企業の経営支援と雇用・労働の安定を図ります」では、中小企業、雇用対策について取り上げております。

政策 6-4「地域資源の再発見・世界への発信」を進めるため、必要な施策 3 つを示しております。施策 6-4-1「観光を核とした産業振興を図ります」では、観光について取り上げております。施策 6-4-2「戦略的な誘致活動により、企業立地を促進します」では、企業誘致について取り上げております。施策 6-4-3「サハリンとの絆をより確かなものに深めます」では、サハリンとの経済交流、貿易について取り上げております。

以上が、概要となっております。これからのご審議ですが、これらについて、追加すべき内容や必要のない部分、省略すべき部分などを、ご意見としていただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(会 長)

事務局から説明がございました。この内容について、ご質問、ご意見等はございますか。

(事務局)

それぞれの施策の下に、主な施策の内容を書いておりますので、その部分についてのご意見でも結構です。

(委 員)

資料 1 ページの土地利用の考え方について、都市地域、農業地域、森林地域と3つ並んでいますが、漁業集落についても地域としての土地利用の考え方があっても良いのではないのでしょうか。・・・(1)

資料 9 ページの施策 5-1-2 について、宗谷地域をけん引する中心都市とうたっている以上、ここに利礼 3 町への航路も取り上げるべきではないでしょうか。・・・(2)

資料 10 ページの施策 6-4-3 に「地域間交流の促進」とありますが、サハリンを意識する場合、「地域間」という表現よりも、もっと国際的な面がわかるような表現にすべきと思います。・・・(3)

(事務局)

〔(1)について〕 以前にもご説明させていただきましたが、現在、稚内市には土地利用についての市町村計画というものがございません。それをつくるかどうか検討していかなければならないという課題はありますが、今ある土地利用の計画に、ここに載せています都市地域(都市計画マスタープラン)、農業地域(稚内市農業振興地域整備計画)、森林地域(稚内市森林整備計画)の方針が明確にうたわれていることから、今回はこれらを総合計画で担保しておく必要があるということで記載しております。その他の部分の土地利用計画については、これから検討していかなければならないと考えています。

〔(2)について〕 利礼航路を入れるべきということについては、現在行っている各課ヒアリングでも担当課のほうから意見として出ておりました。ですから、盛り込んでいく予定であります。

〔(3)について〕 「地域間交流」という表現が誤解を招くかもしれませんが、ここでは、サハリンの友好都市との交流を述べております。分野 1 でも地域間交流と言っておりますので、明確にわかるような表現に修正していきたいと考えております。

(委員)

ひと・地域・健康づくり部会として、「サハリンとの経済交流のみでなく、人的、市民レベルの交流についても表現してほしい」という意見を出していましたが、それは政策 6-4 に盛り込まれたと理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

人的、市民レベルの交流については、施策 2-3-1「学ぶ心の育成を推進します」の中で、国際化に対応した学習機会の充実や青少年交流事業の推進といったことで、教育分野に特化した中で言っています。

(委員)

では、施策 6-4-3 の地域間交流の促進というのはサハリンとの経済交流のことを言っているということでしょうか。

(事務局)

経済交流ととらえて良いです。産業振興として経済交流をここで強く出そうと考えております。

(会長)

資料 10 ページ施策 6-4-3 の「地域間交流」については、表現を検討して下さい。

(委員)

ひと・地域・健康づくり部会として、分野 3 について、「障がい者に関する記述を厚くしてほしい」、「虐待に関する記述を盛り込んでほしい」という意見を出していました。それを受け基本計画で検討しますということでしたが、障がい者については、施策 3-3-3 と施策 3-3-1 に、虐待については施策 3-2-3 に盛り込まれたと解釈してよろしいでしょうか。

(事務局)

〔虐待について〕 施策 3-2-3 は、どちらかという子どもの虐待の話になります。障がい者については、施策 3-3-3 の中で触れるような構成になっております。高齢者についても施策 3-3-2 で、あるいは施策 3-3-1 の「権利擁護」というような形で入れ込むようにつくっております。

(委員)

ひと・地域・健康づくり部会として、分野 3 について、「自分からなかなか行動できない人、情報を受けとることができない人をフォローするようなシステムとして、地域が関わり、身近に相談できるような環境をつくっていくことを盛り込んでほしい」という意見を出していましたが、それは、施策 3-3-1 の中の「利用者の立場に立った総合相談体制と情報提供の充実」という部分でフォローされていると解釈してよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りです。「閉じこもりや支援を拒否している人等、自ら相談に来ることができない人へも働きかけを行い、」というような表現をしております。

(委員)

資料 10 ページ、分野 6 の目標部分にある「産業革命」という表現について、非常に古い感じがします。受け取る方にもよるのですが、「産業革命」というと、かなり昔のイメージを呼び起こすような気がします。…(4)

資料 5 ページ、分野 1 の目標部分にある「調和した自立した社会」という表現が、「した」「した」と続いているので、「調和する自立した社会」または「調和した自立社会」などに改めるべきと感じます。…(5)

資料 7 ページ施策 3-3-2 に、高齢者福祉施設等の充実(生活の場の確保)とありますが、国の施策を見ていきますと、障がい者に限らず高齢者も、できれば施設に集めるのではなく、地域で生活してくださいという方向がかなり強く出てきております。稚内市として福祉施設を充実させるのは構いませんが、逆行しているように感じます。どういう施設をイメージしているのでしょうか。…(6)

(事務局)

〔(4)について〕「産業革命」ということばについては、以前もご指摘いただきましたが、庁内の策定委員会としましてはワークショップに参加した市民にとっても思い入れのある表現なので使いたい、ということで採用しております。今後も使い続けるかどうか議論を重ねてまいります。

〔(5)について〕 そのとおりと感じます。

〔(6)について〕 高齢者福祉施設等といっているのですが、「等」という表現の中には、行政による施設に限らず、グループホームや高齢者向け住宅なども含まれております。

(会長)

「産業革命」という表現については、言われてみると、私自身も古めかしい感じがあると思います。

では、ただいま出された部分を検討し、まとめていただくといいということでしょうか。

(事務局)

本日いただいた意見を持ち帰って検討させていただきます。

現在、市役所内で各課にヒアリングを実施していますが、その中で、同じようなことを言ってい

る施策があるので、施策がもっとまとめられるのではないかという意見も出されておりますので、本日お示したのから、施策の本数が若干変わる可能性もありますのでご理解ください。

(会 長)

これで審議事項は終わらせていただきます。

4. その他

次回審議会について

(事務局)

明日、各課ヒアリングが終了する予定です。それと本日の審議会の意見を踏まえて、再度整理するのに1週間程度必要と考えております。そして庁内の会議を経て、行政としての素案を固めたいと考えております。それを次回の審議会にお示ししたいと考えておりますので、次回は10月末か11月第1週に開催したいと考えております。後日、委員の皆様には照会して、日程を調整させていただきます。当然、できた資料は事前に配付させていただきます。

次回開催後は、答申書の案をつくりますので、その次の審議会で、答申書の案の内容について審議をいただきたいと考えております。それで、ご承諾いただいたのち、会長から市長へ答申するという流れになります。(答申の際は、会長のみ出席と考えております)

よろしいでしょうか。

(⇒了承)

5. 閉 会

～終了～